

作成日 2023 年 10 月 21 日
(最終更新日 2023 年 10 月 21 日)

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号 : 2023-1-762

課題名 : 若年者乳癌に対する術後照射における線量増加による局所再発率低減について検証する後向き研究

1. 研究の対象

2008年1月～2022年12月に当院で乳腺部分切除術後に再発予防目的に放射線治療を受けた50歳未満の乳がん患者の方

2. 研究期間

2023年12月(研究実施許可日)～2026年3月

3. 試料・情報の利用及び提供を開始する予定日

当院で試料・情報の利用を開始する予定日及び外部への提供を開始する予定日は以下の通りです。

利用開始予定日 : 2024年1月15日

提供開始予定日 : 該当なし

4. 研究目的

若年者早期乳がんにおける腫瘍床に対し追加照射を行うことで同側乳房内再発を減らしているのかを明らかにすることを目的としています。

5. 研究方法

乳房部分切除術後に術後予防目的に病側乳房へ放射線治療を2008年～2022年に東北大学病院放射線治療科で実施した50歳未満の方の再発形式や有害事象を後ろ向きに診療録から調査する。2015年以降は切除断端が陰性であっても腫瘍床へ追加照射を実施しており、その効果・副作用を調査する。

6. 研究に用いる試料・情報の種類

情報 : 前述の治療を施行された症例の再発状況および生存期間について医師記録や検査データ・画像検査およびその読影レポートを解析する。

7. 外部への試料・情報の提供

該当なし

8. 研究組織

本学単独研究

9. 利益相反(企業等との利害関係)について

当院では、研究責任者のグループが公正性を保つことを目的に、情報公開文書において企業等との利害関係の開示を行っています。

使用する研究費は運営交付金です。

外部との経済的な利益関係等によって、研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態を「利益相反」と言います。

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究の利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、所属機関において利益相反の管理を受けたうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係について公正性を保ちます。

この研究の結果により特許権等が生じた場合は、その帰属先は研究機関及び研究者等になります。あなたには帰属しません。

10. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせください。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出ください。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

当院における照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学大学院 医学系研究科 放射線腫瘍学分野 教授 神宮啓一

電話：022-717-7312

住所：仙台市青葉区星陵町1-1

研究代表者：東北大学大学院医学系研究科 放射線腫瘍学分野 教授 神宮啓一

電話：022-717-7312 住所：仙台市青葉区星陵町1-1

e-mail：kjingu-jr@rad.med.tohoku.ac.jp

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

③法令に違反することとなる場合